



第4回 新風会資料

第一部 座学スタディー

火災保険の他社比較検討

【目的】

保険業法300条 虚偽説明にならない様に他社商品の特徴と注意点をしっかりと身に付ける！

【ポイントはココ!! 聞き逃すな!】

代理店賠償説明会にて、一番募集人が気を付けないといけない事は、各社特徴を持った『特約』保険証券より、前年度同条件プランのつもりが、特約の付け忘れでトラブルになる事もあるそうです。募集人にとって、事務処理やトラブル対応の時間はもったいない限り！しっかり身につけましょう。

★補償の範囲をしっかりと掴もう♪ ・どこまで補償されるの？ ・特約の違いは？

★保険金の設定方法や免責金額、特約の保険金を押さえよう♪

★保険料の比較検討

この3つの★印を押さえたうえで、各自今後のセールストークに活かしてください。

【資料の使い方】

パネルディスカッションのトークで話している事をメモしてください。ヒヤリングの練習もできます。



実施日：平成29年9月14日(木曜日) 17:00～19:00

実施場所：大宮宇宙劇場 5階

運営・資料作成：埼玉代協 新風会実行委員会



火災保険で補償される対象物は？

住宅用と事業用

建物



家財



屋外設備装置

屋外看板



受水槽



キュービクル



屋外駐車場
・駐輪場



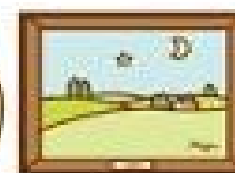
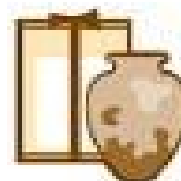
商品・製品



設備什器備品



明記物件





補償内容をパネルディスカッションで説明します。
各自で大切だとおもう事をメモしてください。

	損保ジャパン 日本興亜損保	東京海上日動	三井住友海上	あいおいニッセイ 同和損保
火災 				
落雷 				
風災 				
水災 				

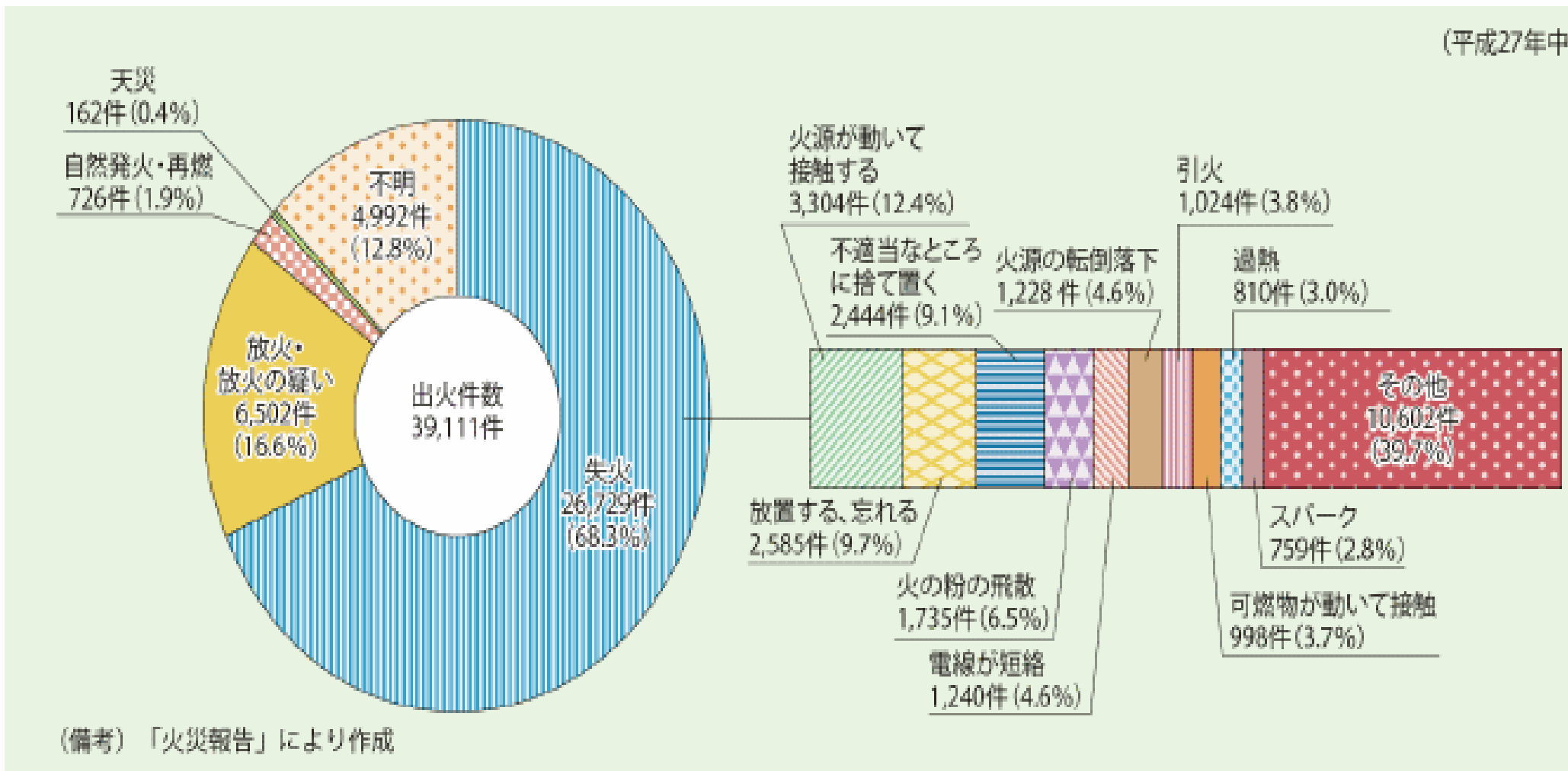
	損保ジャパン 日本興亜損保	東京海上日動	三井住友海上	あいおいニッセイ 同和損保
雪災 				
雹災 				
破裂 爆発 				
盗難 				
物体 の 衝突 				

	損保ジャパン 日本興亜損保	東京海上日動	三井住友海上	あいおいニッセイ 同和損保
破損 				
水濡 				
地震保険 と特約 				
臨時費用特約				
類焼損害特約				
その他の 特約や 割引 サービスなど				

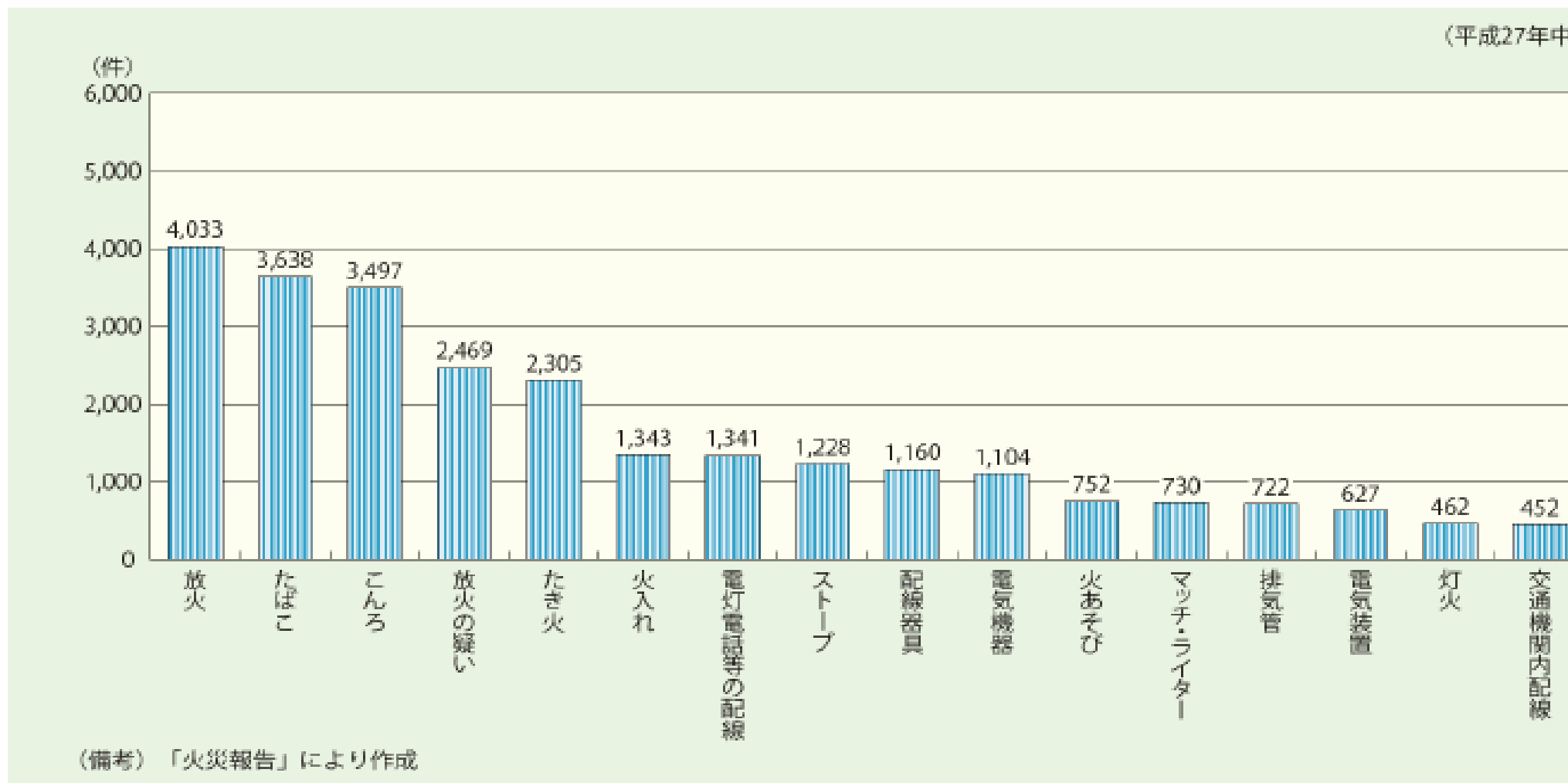
出火原因

平成27年中の出火件数3万9,111件のうち、失火による火災は2万6,729件(全体の68.3%)であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末か
ている(第1-1-20図)。

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



また、出火原因別にみると、放火が4,033件と最も多く、次いでたばこが3,638件、こんろが3,497件となっている（第1-1-21図）。

失火責任法で守られている？！



自分が火を出さなくても隣の家から(あるいは部屋)火が出て燃えうつることもあります。隣の家が火を出したのであれば、隣人に損害賠償してもらえばいいと考えるかたが多いですが、火災の場合は通常の損害賠償事故と事情が異なります。

★通常の損害賠償責任は「民法709条」で定められている

「故意または過失によって他人の権利を侵害したる者はこれによって生じたる損害を賠償する責めに任ず」(民法709条)

簡単に言えば、自分の落ち度などで第三者(他人)に迷惑を掛けた場合、相手に損害賠償しなさいということです。社会的・道義的な責任があるのはもちろん、法律上も損害賠償責任があると明確に定められています。加害者に責任があるのは当然。

★失火の責任に関する法律(失火責任法あるいは失火法)

「民法第709条の規定は失火の場合にはこれを適用せず。但し失火者に**重大なる過失**ありたるときはこの限りにあらず」

これは明治32年に制定された古い法律で、現在でも適用されています。日本は昔から木造家屋が密集しており、火災が発生すると類焼しやすい住環境にありました。自宅を失った上に延焼させた人に損害賠償責任を負わせるのは、個人の賠償能力をはるかに超える、といった様々な背景があるようです。

この法律があるおかげで自分の家から火を出して隣人の家を類焼させてしまった場合は、賠償義務がないとしています。

自分の家は、自分で守ろうとの事で火災保険に加入する必要性が出てくるということとなります。また、隣人に迷惑をかけてしまうことを考えると、**類焼損害補償特約**の活用も検討が必要となります。

重大なる過失（重過失）とは？

ある状態を放置しておいたら、誰が見ても危ないのにそれをほっておいた結果



★重大なる過失（重過失）とは簡単に解説すると次のようなことです。

「通常、人にあれこれ言われるまでの注意をしなくても、わずかな注意をしていれば簡単にこうした結果になることが分かるのに、漠然とこれを見過ごしたような注意を欠いた状態」

例えば、ある状態を放置しておいたら、誰が見ても危ないのにそれをほっておいた結果、火災が起きて周りに類焼したようなケースです。過去の判例で重過失に認定された事案について、具体例を確認してみましょう。

重過失の主な例

- 天ぷら油：天ぷら油を入れた鍋をガスコンロで加熱したまま、長時間その場を離れた間に引火
- 暖房器具：電気ストーブをつけて布団で横になったところ眠ってしまい、布団に火が燃え移って引火・石油ストーブのそばに蓋の無い容器に入ったガソリンを置いた
- 寝タバコ：寝タバコで引火、火災が発生

これらはあくまで判例に合った事例の一つですから、個々の事案によって法律上の判断が事案ごとに細かい事故状況などが異なるため異なる点は承知しておいてください。